

省令

○総務省令第二百二十九号

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令(平成十八年政令第七十三号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一

恩給給与細則等の一部を改正する省令(恩給給与細則の一部改正)

第一条 恩給給与細則(昭和二十八年総務府令第六十七号)の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式から第十三号書式までの規定中「※代筆の場合、請求者の印を押しして(ハ)を削る。」を削る。

別紙第二十七号書式から第三十一号書式まで、第三十八号書式、第三十九号書式及び第四十一号書式から第四十八号書式までの規定中「※代筆の場合、申立者の印を押しして(ハ)を削る。」を削る。

第二条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令(昭和三十一年総務府令第九十三号)の一部を次のように改正する。

別記第四号書式中「※代筆の場合、請求者の印を押しして(ハ)を削る。」を削る。

第三条 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令(平成十八年総務省令第四十九号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部(改正)

別記第十号書式中「※代筆の場合、請求者の印を押しして(ハ)を削る。」を削る。

第四条 恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令(昭和四十六年総務府令第三十三号)の一部を次のように改正する。

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三百三十号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第三十五号)第四百八条の規定に基づき、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日 総務大臣 武田 良太

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令(日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則(平成二十二年総務省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

別記第六十五号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出を行うこと。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、及び市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)の規定に基づき、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

地方自治法施行規則の一部(改正) 第一条 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記都(何道府県(何郡(市)町(村)条例制定(改廃)請求書様式及び別記何広域連合条例制定(改廃)請求書様式中「住所」名「印」を「住所」(氏)氏

別記都(何道府県(何郡(市)町(村)条例制定(改廃)請求書様式及び別記何広域連合条例制定(改廃)請求書様式中「住所」名「印」を「住所」(氏)氏

備考 一 請求代表者が二人以上あるときは、そのうち一人以上の住所、氏名、生年月日及び性別を記載すること。

二 氏名は自署(盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む)すること。

別記何広域連合条例制定(改廃)請求書様式「住所」名「印」を「住所」(氏)氏

別記都(何道府県(何郡(市)町(村)条例制定(改廃)請求書様式「住所」名「印」を「住所」(氏)氏

別記何広域連合条例制定(改廃)請求書様式「住所」名「印」を「住所」(氏)氏

別記都(何道府県(何郡(市)町(村)職員措置請求書様式(第十三条関係)中「住所」名「印」を「住所」(氏)氏

別記都(何道府県(何郡(市)町(村)職員措置請求書様式(第十七条の十四関係)中「住所」名「印」を「住所」(氏)氏